

# TC - web Σ「らくらく代行プラン」規約

## 第1条（入会資格）

1. TC - web Σ「らくらく代行プラン」の会員となりうるものは下記の条件を全て満たし、かつ、Σが入会を認めたものとします。
  - (1) 所轄の公安委員会から取引に関する古物許可証（行商の申請がされているもの）を取得し、現に1年以上にわたりこれを保有していること。
  - (2) 日本国内におけるオートオークション会場の会員、自動車分解整備事業の認証を受けた事業者または指定自動車整備事業の指定を受けた事業者であること。
  - (3) Σが定めた必要書類を提出すること。
  - (4) Webサイトへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有し受信することができる環境を有していること。
  - (5) 本規約、TC - web Σ利用規約及び提携会場が定める中古車オークションに関する規約を遵守すること。
  - (6) Σが定めた入会金を納めること。
  - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト及びその他これらに準ずる者でないこと。
  - (8) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
  - (9) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
  - (10) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
  - (11) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
  - (12) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. 会員は、入会後も、自らが反社会的勢力でなく、上記7号ないし12号に該当することを誓約するものとします。
3. 前項に定めるほか、Σが別途入会条件を定めた場合は、その条件を満たす必要があるものとします。

## 第2条（登録期間）

会員の登録期間は、登録の日から1年を経過した登録月の末日とします。

## 第3条（契約の更新及び中途解約）

1. 登録期間満了の1ヶ月前までに当事者双方のいずれからも書面による特段の意思表示がない場合には、本契約は期間を1年として自動的に更新され、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、Σは1ヶ月前までに書面で予告することにより本契約を任意に中途解約することができます。

#### **第4条（落札車両の輸送）**

落札車両の搬出及び輸送はΣの指定する輸送業者にて行うこととします。

#### **第5条（落札車両の引渡し）**

落札車両の引渡しは車両代金（手数料等含む）の決済がなされた後とします。

#### **第6条（その他）**

本規約に定める以外の事項についてはT C - w e b Σ利用規約を適用します。

#### **第7条（施行）**

平成26年8月15日より施行。

平成27年8月1日より改定、施行。

平成30年7月1日より改定、施行。

令和2年1月1日より改定、施行。

令和5年1月1日より改定、施行。